

用語の解説

注 令和6年4月1日現在のもの

1. 全国健康保険協会管掌健康保険

事業所

健康保険法（以下、「法」という。）第3条第3項第1号に掲げられている事業の事業所であって常時5人以上の従業員を使用するもの、及び、国、地方公共団体又は法人の事業所であって常時従業員を使用するもののことである。

ここでいう事業所とは、一定の目的のもとに継続的に事業を行う場所であって、必ずしも同一区画の場所を指しているわけではなく、例えば本店と支店といった複数区画の事業所でも、一括して健康保険が適用されている場合は、1事業所としている。

① 強制適用事業所

上記の定義に該当する事業所のことである。

② 任意適用事業所

上記の定義に該当しない事業所、すなわち常時使用する従業員が5人未満の個人事業所等についても、法第31条及び健康保険法施行規則の規定に基づき、一定の手続きをして厚生労働大臣の認可を受ければ健康保険の適用を受けることができる。このような事業所を任意適用事業所という。

被保険者

被保険者とは、社会保険によって「保険される者」のことである。つまり、病気、けが、出産、死亡等の事故がおこったとき、その事故による経済的損失を保険される者をいう。

また、社会保険は人的保険であって、個人の経済的欠乏も多人数の結合によって救済しようとするものであるから、被保険者はすべて個人である。法人等が被保険者になることはない。

健康保険においては、適用事業所に使用される者が被保険者となる。

① 強制適用被保険者

強制適用事業所に使用される被保険者のことである。

② 任意適用被保険者

任意適用事業所に使用される被保険者のことである。

③ 任意継続被保険者

法第3条第4項の規定に基づき、被保険者が退職等によって被保険者の資格を喪失した後であっても、一定の条件のもとで個人で任意に被保険者の資格を継続することができる。これを任意継続被保険者という。

被扶養者

被扶養者とは、被保険者に扶養されている者のことで、自身に保険事故が生じたとき家族給付を受けることができる者のことである。なお、国民健康保険では家族も被保険者とされ、いわゆる家族給付といった考え方はない。

加入者

被保険者及び被扶養者のことである。

加入者は、次のような年齢や所得といった区分に応じて一部負担割合が異なる（下記以外の者に係る一部負担割合は3割）。

① 義務教育就学前

法第110条第2項の規定に基づき、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の期間で一部負担割合が2割になる被扶養者のことである。

② 高齢受給者（一般）

法第74条第1項第2号及び第110条第2項の規定に基づき、70歳以上75歳未満の加入者のうち一部負担割合が2割になる者のことである。ただし、平成26年4月1日までに70歳に達した者は1割負担である。

③ 高齢受給者（現役並み所得者）

法第74条第1項第3号及び第110条第2項の規定に基づき、70歳以上75歳未満の加入者のうち一部負担割合が3割になる者のことである。

扶養率

被保険者数に対する被扶養者数の比率をいう。

標準報酬月額

健康保険においては、それぞれの被保険者の報酬を、月額にして最低 58,000 円から最高 1,390,000 円までの 50 等級の区分に集約した報酬月額にあてはめ、この額を基礎にして保険料の算出等を行うこととしており、この集約した報酬月額を標準報酬月額という。

標準賞与額

標準賞与額とは、被保険者が労働の対価としてうける賞与（年 3 回以下支給）で、千円未満を切り捨てた額である。年間（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの累計）573 万円が上限となっている。

育児休業

育児休業又は産前産後休業期間中の被保険者は保険料を負担することが免除されているため、本統計では、育児休業又は産前産後休業期間中の被保険者が使用されている事業所及び育児休業又は産前産後休業期間中の被保険者数を表す。

徴収決定済額

歳入徴収官が、徴収すべき保険料として本年度中に調査決定した額と前年度からの繰越額の合計額である。

当該月の徴収決定済額は、前月の適用実績に基づいて当該月末（任意継続の場合は 10 日）までに徴収すべき保険料として決定した額であり、当該年度の徴収決定済額は、当該年度 4 月から 3 月までの徴収決定済額の累計を翌年 4 月の出納整理期間に計上される調整額により調整し、前年度からの繰越額を加えた金額である。したがって、当該年度の徴収決定済額は、前年度 3 月～当該年度 2 月の適用実績に基づいて決定した金額及び前年度からの繰越額の合計となる。

統計表においては、徴収決定済額、収納済額、不納欠損額及び収納未済額には以下のような関係が成り立っている。

収納未済額（当該月末）

＝ 徴収決定済額（当該月までの累計）

－ 収納済額（当該月までの累計）

－ 不納欠損額（当該月までの累計）

当該年度分については、当該年度の翌年 4 月の出納整理分までを累計すれば上記の関係が成り立つ。

なお、特別会計決算参照書の歳入歳出決定計算書における徴収決定済額には、前年度からの繰越額（法第 3 条第 2 項分を含む。）のうち翌年 4 月の出納整理期間を含む当該年度中に収納もされず不納欠損としての整理もされなかった額は含まれない（歳入徴収官事務規程（昭和 27 年大蔵省令第 141 号）第 38 条）。

前年度からの繰越額

前年度以前（時効が停止されていない場合は、原則として 2 年間分）の未納保険料で当該年度中に徴収すべき保険料として当該年度当初に調査決定した額から、当該年度中の決定取消額及び更生増減額を調整した額である。

なお、統計表においては、前々年度以前の未納保険料に係る繰越額は 4 月に、前年度の未納保険料に係る繰越額は 5 月に計上され、決定取消額等は翌年度 4 月に計上されている。

賞与保険料

法第 156 条の規定に基づき、標準賞与額に保険料率を乗じて徴収される保険料をいう。

収納率

徴収決定済額に対する収納済額の割合をいう。

なお、統計表においては、月別の表章は徴収決定済額（当該月までの累計）に対する収納済額（当該月までの累計）の割合であり、年度の表章は徴収決定済額（翌年度 4 月の出納整理分までの累計）に対する収納済額（翌年度 4 月の出納整理分までの累計）である。

保険給付

保険給付とは、被保険者又は被保険者であった者や被扶養者に保険事故（病気、けが、出産、死亡等）が

生じた場合に、その事故に対応して保険者が行う給付であり、その給付の金額を保険給付費という。この金額は、保険者が給付した費用だけであり、患者の一部負担等は含まない。

本統計では、保険給付費を医療給付費とその他の現金給付費に区分けして作成している。医療給付費とは、診療費（入院、入院外、歯科）、薬剤支給、入院時食事療養費（標準負担額差額支給を除く）、入院時生活療養費（標準負担額差額支給を除く）、訪問看護療養費、入院時食事療養費（標準負担額差額支給）、入院時生活療養費（標準負担額差額支給）、療養費、移送費、高額療養費（一般、多数該当負担軽減分、世帯合算分）、高額医療・高額介護合算療養費及び特別療養費（法第3条第2項被保険者の項を参照）のことである。また、その他の現金給付費とは、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金のことである。

保険給付費のうち、診療費及び薬剤支給については、原則として、当該月診療分又は調剤分を対象としており（請求遅延に係る前月以前の診療分を含む）、その他の現金給付等については当該月に給付の決定が行われた分を対象としている。

入院時食事療養費

入院中の食事の費用のうち、健康保険から給付するものをいう。入院中の食事の費用は、入院時食事療養費と患者が支払う標準負担額によりまかなわれる。

入院時生活療養費

療養病床に入院する65歳以上の生活療養に要した費用のうち、健康保険から給付するものをいう。入院中の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養）の費用は、入院時生活療養費と患者が支払う標準負担額によりまかなわれる。

また、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の「標準負担額差額支給」は、標準負担額の減額措置を受ける資格を満たす低所得者が事後的に療養支給申請書を提出して受けた減額分の払い戻し分をいう。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の件

数は「標準負担額差額支給を除く」の件数であり、金額は「標準負担額差額支給を除く」と「標準負担額差額支給」の合計である。

高額療養費

高額療養費とは、被保険者又は被扶養者が、同一月に合算対象となる一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えた場合に、その額から自己負担限度額を控除した額が支給されるが、この支給される給付費のことをいう。合算対象となる一部負担額は、70歳以上はすべて、70歳未満は医療機関ごと、医科入院、医科外来、歯科入院、歯科外来ごとに21,000円以上となるものである。また、自己負担限度額は被保険者、被扶養者の年齢および所得に応じ異なる。

① 多数該当負担軽減分

多数該当負担軽減分とは、高額療養費の支給が直近12カ月間に既に3回以上ある場合に、4回目からの自己負担限度額が引き下げられることとなっており、この引き下げられた自己負担限度額をもとに支給された高額療養費のことをいう。

② 世帯合算高額療養費

世帯合算高額療養費とは、同一月に同一世帯で合算対象となるレセプトが複数生じた場合に、一部負担額を合算して自己負担限度額を超えたとき、合算した額から自己負担限度額を控除した額が支給されるものである。

③ 高額医療・高額介護合算療養費

高額医療・高額介護合算療養費とは、高額療養費の算定対象世帯に介護保険受給者がいる場合、健康保険の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合計額が定められた自己負担限度額を超えたとき、その超えた分が支給されるものである。

件数

保険給付の対象になった件数のことをいう。診療費においては、支払基金に請求のあった診療報酬明細書（レセプト）の枚数である。

日数

診療費のうち、入院については当該月中に入院した日数をいい、入院外及び歯科については当該月に通院した日数をいう。また、傷病手当金及び出産手当金においては、給付が決定された日数である。

医療費

医療給付費に患者負担分及び公費負担分を含めた金額をいう。なお、保険外併用療養費（評定療養、選択療養等）の差額負担分は含まれない。

（参考）点数

法第76条第2項の規定に基づいて定められた厚生労働省告示「診療報酬の算定方法」により算出され、診療報酬明細書（レセプト）等に記入された点数のことをいう。点数に、単価10円を乗じたものが医療費である。

限度額適用・標準負担額減額認定証

70歳未満で標準報酬月額が50万円以下である者又は70歳以上75歳未満で標準報酬月額が26万円以下である者で、市区町村民税が非課税などである被保険者とその被扶養者が、この認定証を医療機関に提出することにより、窓口負担額が軽減される（現物給付の高額療養費及び食事療養標準負担額の減額）。有効期限は、申請月から初めて到達する7月までである。

限度額適用認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証の認定要件を満たさない者又は70歳以上75歳未満で標準報酬月額が28万円以上83万円未満である被保険者とその被扶養者が、この認定証を医療機関に提出することにより、窓口負担額が軽減される（現物給付の高額療養費）。有効期限は、申請月から最長1年間である。

特定疾病療養受療証

費用が著しく高額な一定の治療を長期に渡り継続しなければならない場合で、厚生労働大臣が定める治療及び疾病については、その療養を受けた加入者が保険者の認定を受けた場合、一部負担金等の額は、保険

医療機関又は保険薬局ごとに1カ月に10,000円（人工透析を要する標準報酬月額が53万円以上である70歳未満の被保険者及び標準報酬月額が53万円以上の被保険者に扶養される70歳未満の被扶養者は20,000円）が限度となっている。この認定を受けた場合に交付されるものが、特定疾病療養受療証である。

なお、厚生労働大臣が定める治療及び疾病としては、

- ① 人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ② 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
- ③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

がある。

保険給付費・医療費諸率

保険給付費・医療費諸率の算出にあたっては、被保険者数、被扶養者数又は加入者数で除す場合、月別の表章においては当該月の月末現在の被保険者数等を用い、年度別の表章においては年度平均の被保険者数等を用いている。

① 1,000人当たり件数

保険給付費・医療費の種別ごとに、当該期間（月又は年度）別の件数をその期間に対応する被保険者数等で除して1,000倍したものである。被保険者の保険給付費・医療費に係る件数は、当該期間に対応する被保険者数で、被扶養者の保険給付費・医療費に係る件数は、当該期間に対応する被扶養者数で、世帯合算高額療養費に係る件数は、当該期間に対応する加入者数でそれぞれ除している。

また、件数に高齢受給者に係る分が含まれていない場合（現物給付に係る件数が該当する。）は、被保険者数等にも高齢受給者の数を含めておらず、件数に高齢受給者に係る分が含まれている場合は、被保険者数等にも高齢受給者数を含めている。

② 1件当たり日数

保険給付費・医療費の種別ごとに、当該期間（月

又は年度)別の日数をその期間に対応する件数で除したものである。

× 1 件当たり日数 (日/件)

× 1 日当たり医療費 (円/日) ÷ 1,000

③ 1 件当たり保険給付費・医療費

保険給付費・医療費の種別ごとに、当該期間(月又は年度)別の保険給付費・医療費をその期間に対応する件数で除したものである。

1,000 人当たり件数 (1,000 人当たり件数は診療費に係る場合は、「受診率」という。)、1 件当たり日数、1 日当たり医療費を医療費の 3 要素という。医療費の動向指標である 1 人当たり医療費の変動を分析する際、その要因をさぐるために、3 要素に分解し、それぞれの変動をみることが有効である。

④ 1 日当たり保険給付費・医療費

保険給付費・医療費の種別ごとに、当該期間(月又は年度)別の保険給付費・医療費をその期間に対応する日数で除したものである。

(i) 1,000 人当たり件数 (受診率) は、受診傾向の高低

(ii) 1 件当たり日数は、入院期間や外来の受診頻度の長短

(iii) 1 日当たり医療費は、診療単価を示しているといえる。例えば、インフルエンザが流行した場合、1 人当たり医療費が増加するが、その要因を 3 要素に分解してみると、(ii) 及び (iii) の変動は少なく、(i) が大きく増加する傾向にある。

⑤ 1 人当たり保険給付費・医療費

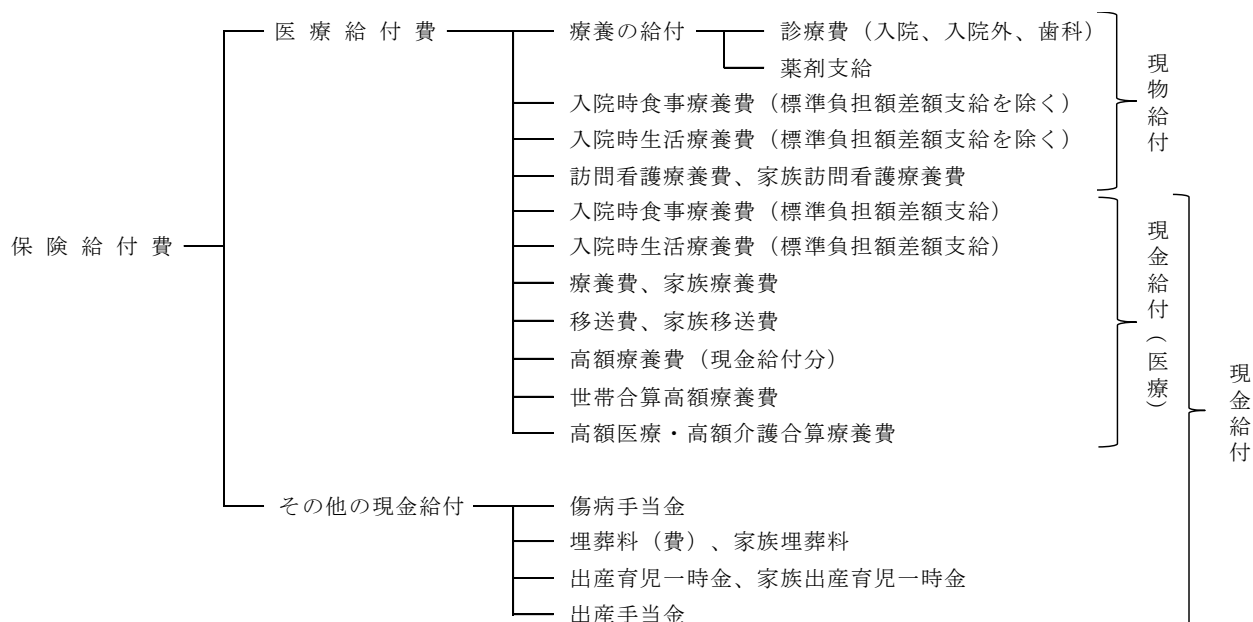
保険給付費・医療費の種別ごとに、当該期間(月又は年度)別の保険給付費・医療費をその期間に対応する被保険者数等で除したものである。

⑥ 医療費の 3 要素

1 人当たり医療費は、次のように分解できる。

1 人当たり医療費 (円/人)

= 1,000 人当たり件数 (件/千人)

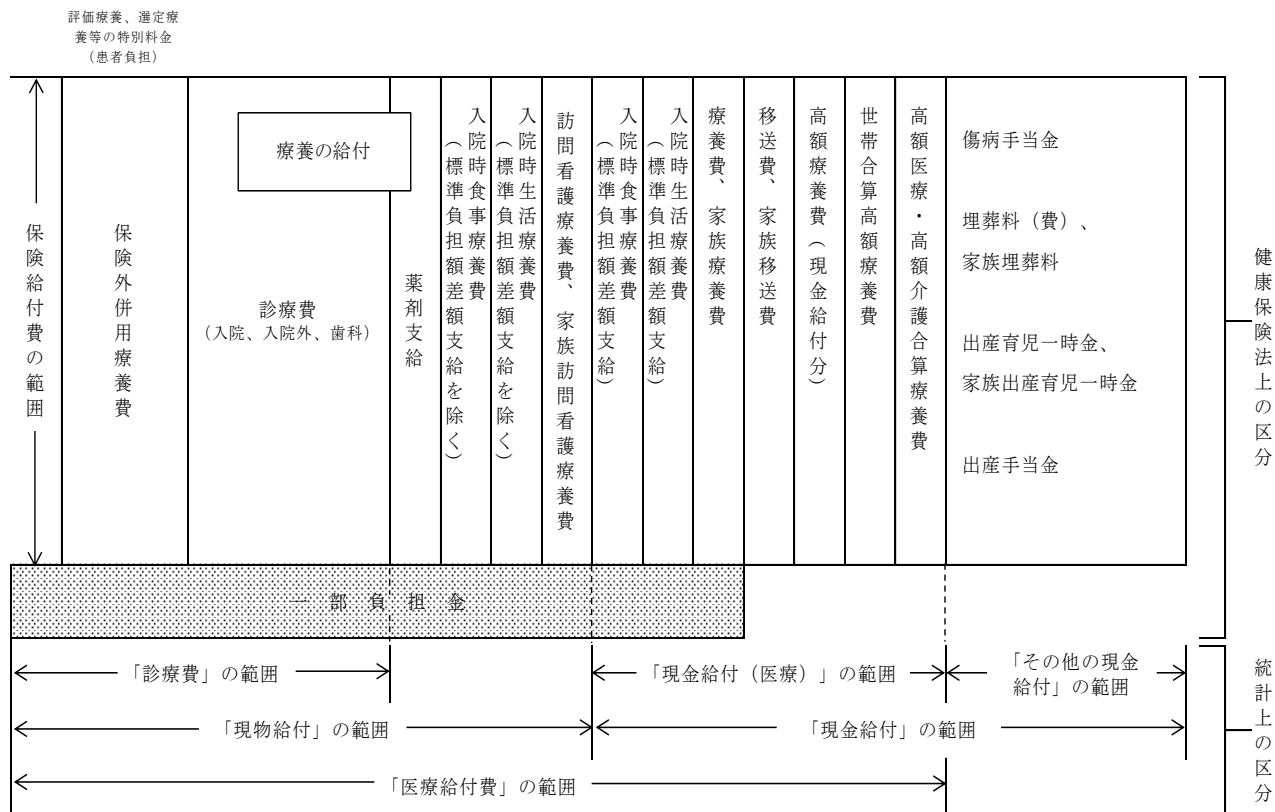


注 1. 家族療養費のうち、療養の給付(診療費及び薬剤支給)に該当する分については、現物給付に含まれている。

注 2. 限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証等の所定の利用手続きを行った加入者の診療費については、自己負担限度額を超える部分は現物給付の高額療養費となり、統計上の区分では現物給付の種別に含まれている。

注 3. 入院時生活療養費は、療養病床に入院する 65 歳以上の者に給付される。

保険給付費の種別（概念図）



2. 法第3条第2項被保険者

当該期間（月又は年度）中に就労した延べ人員であり、
各日雇特例被保険者の就労日数の合計である。

法第3条第2項被保険者

日々雇い入れられる者あるいは2カ月以内の期間を定めて使用される者など、法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者のことをいう。

日雇特例被保険者の保険も全国健康保険協会が保険者となっているが、特に断りがない限り別掲（収支状況を除く。）としており、全国健康保険協会を保険者とする保険（日雇特例被保険者の保険を除く）を、特に区分して「全国健康保険協会管掌健康保険（一般分）」ということがある。

有効な印紙購入通帳数

法第3条第8項の規定による日雇労働者を使用する事業主に交付した健康保険印紙購入通帳で、当月末において現に使用されている数をいう。これは、他の被用者保険における事業所数に相当するものである。

就勞延人員

平均標準賃金日額

当該月中に支払った賃金総額（標準賃金日額ベース）を就労延人員数で除したものをいう。

印紙はり付け枚数

被保険者が就労した日ごとに被保険者手帳にはり付けられる健康保険印紙の総枚数をいい、健康保険印紙により保険料を納付した被保険者に係る就労延人員である。

現金延納付日数

現金で保険料を納付した被保険者の就労延人員である。この日数は、事業主から「印紙ちょう付不能調書」の提出があった後に保険料が調査決定されるため、前月以前の実績に基づいている。したがって、印紙はり付け枚数及び現金延納付日数の合計は、就労延人員とは必ずしも一致しない。

有効な手帳所有者数

法第3条第8項の規定による日雇労働者に交付した被保険者手帳で、当月末において現に使用されている数をいう。他の被用者保険における被保険者数に相当するものである。

法第3条第4項の規定による被保険者数

法第3条第8項の規定による日雇労働者のうち法第3条第2項被保険者ではなく、健康保険の任意継続被保険者となった者の数である。

健康保険印紙納付金収入

法第169条の規定により、原則として法第3条第2項被保険者に係る保険料（事業主負担分及び被保険者負担分の合計）は、事業主が健康保険印紙により保険料を納入することとされている。

健康保険印紙は、事業主が郵便局から購入することとなっており、その売りさばき代金（郵政事業の手数料を控除した額）として日本郵便株式会社から保険者に納入された金額である。

当該年度中に日本郵便株式会社から納入される金額は、前年度2月から当該年度1月分までの印紙売りさばき代金である。

印紙売りさばき手数料補てん

健康保険印紙は郵便局で事業主に売りさばかれるため、郵政事業では手数料を徴収している。その手数料は国庫負担により補てんされており、その金額のことをいう。

したがって、健康保険印紙納付金収入及び印紙売りさばき手数料補てんの合計額が、保険料納付のために事業主が郵便局から購入した健康保険印紙の費用であり、法第3条第2項被保険者の印紙により納付された保険料となる。

徴収決定済額

保険料納付にあたって法第3条第2項被保険者が健康保険被保険者手帳を提出しない等の理由で健康保険印紙による納付ができない場合は、例外的に現金

納付の方法が認められている。

ここで計上されている金額は、現金により納付することとされた保険料に係る徴収決定済額である。

収納率

健康保険と同じ定義であるが、例外的に認められている現金納付に係る保険料分のみの収納率である。

被保険者1人当たり保険料

法第3条第2項被保険者に係る保険料は、健康保険印紙及び現金による納付が行われるため、「健康保険印紙納付金収入」、「印紙売りさばき手数料補てん」及び「徴収決定済額」の合計額から「前年度からの繰越額」を控除した額を、前年度2月から当該年度1月までの平均被保険者数で除した金額となっている。

特別療養費

保険給付を受けるためには、保険料の納付要件を必要とするので、健康保険被保険者手帳の交付を受けてから最低2カ月はその給付を受けられないことになる。そこで、他の医療保険から法第3条第2項被保険者になった者が資格喪失後どこからも保険給付を受けられないことになるため、そういう事態を回避するために設けられている保険給付である。

厚生労働大臣の定めた治療料金の7割（義務教育就学前は8割、70歳以上は8割（ただし、平成26年4月1日までに70歳に達した者は9割））が支給される。

3. 介護保険

介護保険第2号被保険者

市町村または特別区内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（介護保険法第7条第8項に掲げる被保険者、組合員等、被扶養者）をいう。ただし、介護保険法施行法第11条により適用除外となっている者（身体障害者療養施設の入所者等）を除く。